

第2期秋田県移住・就業支援事業におけるにかほ市移住支援金交付要綱

平成31年4月1日

告示第76号

改正 令和2年1月21日告示第3号

令和3年1月13日告示第5号

令和3年6月1日告示第93号

令和4年3月23日告示第38号

令和5年4月1日告示第 号

(趣旨)

第1条 にかほ市(以下「市」という。)は、秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略(秋田県デジタル田園都市国家構想総合戦略)及びにかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、秋田県(以下「県」という。)と共同で実施する第2期秋田県移住・就業支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から市に移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たし、加えて移住し移住支援金の対象企業に就業又は起業等した上で定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、秋田県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領(以下、県実施要領という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、申請者を含む2人以上の世帯員がいる世帯(以下「世帯」という。)が申請する場合にあっては100万円(ただし、同一世帯に移住支援金の支給要件に該当する者が複数いる場合にあっては当該世帯のうち支給対象者はいずれか1人とする。)、申請者のみの世帯(以下「単身」という。)が申請する場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 交付対象者は、第1号に規定する要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する要件に該当し、世帯が申請する場合にあっては第6号に規定する要

件を満たす申請者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア） 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ） 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降（国から県に対する移住・就業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。）に転入していること。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。
- ③ 市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ） その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 過去に、この告示による移住支援金の交付を受けている者でないこと。
- ④ その他県及び市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して3箇月以上在職していること。
- (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 就業先となる法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (ク) 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

2) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意

思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(ウ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、移住元での業務をしていたこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 遊休施設等を活用した交流拠点（旧上郷小学校、旧上浜小学校）での活動に関わった者であること。

(イ) 市民との連携によるまちづくり活動（大学連携、企業研修型ワーケーション）に関わった者であること。

(ウ) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信とネットワークづくりに関わった者であること。

(エ) 県と連携して実施した「関係人口受入のための実践研修」に参加した者であること。

(5) 起業に関する要件

1年以内に県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降（デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後の日付を記入）に転入していること。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付申請）

第4条 移住支援金の申請者は、秋田県移住・就業支援事業に係るにかほ市移住支援金（地方創生推進交付金対象分）交付申請書（様式第1号）、就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ、前条第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては前条第6号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに秋田県移住・就業支援事業に係るにかほ市移住支援金（地方創生推進交付金対象分）交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金について不交付を決定した場合も、その旨同様に申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第6条 前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者が支援金の交付を受けようとするときは、交付決定を受けた日から30日以内に、秋田県移住・就業支援事業に係るにかほ市移住支援金（地方創生推進交付金対象分）交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3箇月以内に移住支援金の交付を

行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、秋田県移住・就業支援事業に係るにかほ市移住支援金（地方創生推進交付金対象分）交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに秋田県移住・就業支援事業に係るにかほ市移住支援金（地方創生推進交付金対象分）交付決定通知書〔再交付〕（様式第6号）により、申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 県及び市は、秋田県移住・就業支援事業の適切な実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができるものとする。

(就業状況等の異動届出)

第11条 移住支援金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた日から5年間においてその住所、就業先について異動があった場合は、にかほ市移住支援金（地方創生推進交付金対象分）に係る住所等変更届出書（様式第7号）により市に届出をしなければならない。

(返還請求)

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に規定する要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市から転出した場合

- 2 市長は、前項の規定に基づき移住支援金を返還させる場合は、秋田県移住・就業支援事業に係るにかほ市移住支援金（地方創生推進交付金対象分）返還命令書（様式第8号）により交付決定者に通知し、期限を定めて移住支援金の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第13条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月21日告示第3号）

この告示は、令和2年1月21日から施行する。

附 則（令和3年1月13日告示第5号）

- 1 この告示は、令和3年1月13日から施行し、この告示の施行後に市に転入した移住者について適用する。
- 2 ただし、第3条第4号の規定は、県の2021年度地方創生推進交付金（移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業）実施計画の認定日以降に市に転入した移住者について適用する。

附 則（令和3年6月1日告示第93号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日告示第38号）

この告示は、令和4年4月1日から施行し、この告示の施行後に市に転入した移住者について適用する。

附 則（令和5年4月1日告示第 号）

この告示は、令和5年4月1日から施行し、この告示の施行後に市に転入した移住者について適用する。